

ニュージーランドの選挙制度改革

市川 太一

- 一 選挙制度改革の過程
- 二 国民投票
- 三 新しい選挙制度
- 四 選挙制度改革の評価

一 選挙制度改革の過程

イギリスをはじめとして、旧イギリスの植民地の国々、アメリカ合衆国、カナダ、ニュージーランドなどは小選挙区制を採用してきた。これらの国々ではこの制度が議論の対象になってきたが、ニュージーランドは他の国に先駆けて一九九三年一月に国民投票を実施し、次の選挙からドイツと同じ小選挙区比例代表制の導入を決定した。

ニュージーランドは人口、約三五四万人（一九九四年現在）の小さな国である。北と南の二つの島から成り立ち、およそ四分の三にあたる七四・五％が北島に住んでいる。最も大きい都市はオークランドで九二万人、首都

のウェリントンが三二万人、南島のクライストチャーチが三十一万人とつづいている。上位五つの都市で、全体の人口の五二%をしめる。人種の構成は七八・三%がヨーロッパ系、一三%がマオリ系、南太平洋島嶼国系が五%、中国人系が一・三%である。

政治的な側面に注目してみると、ニュージーランドは世界で初めて一八九三年に女性に参政権を与え、先進国としては珍しく、一院制をとっている国である。現在でも総督が置かれ、イギリスのエリザベスが女王の地位にある。

戦後の政権の座についた政党は、国民党と労働党の二つだけである。回数では国民党は一二回、労働党が五回である。一七回中一回の選挙において、この二つの政党が全議席を独占している完全な二大政党制の国である。リップハルトが述べているように、ニュージーランドは、イギリスの政府の形態を基礎にしたもつとも「純粋なウェストミンスター民主主義」の国である。⁽¹⁾

このようなニュージーランドにおいて、比例的な選挙制度が求められたのは古くは一九二〇年代の労働党に遡ることができる。労働党は比例制を繰り返し導入しようとした。また戦後になると、社会信用党が一九七〇年代にSTV(単記移譲制)を選挙公約にいったこともある。しかし、小選挙区制が一貫して問題になり始めたのは、過去一五年くらいである。⁽²⁾

理由は、小選挙区制によくみられる得票が多いにもかかわらず、議席が少ないという現象が見られたからである。いわゆる不均衡な代表の増大である。

一九七八年総選挙では、社会信用党は一六%の得票率に対してわずか一議席しか取れなかった。一九八一年の総選挙のときには、得票率が二一%に対して二議席であった。同じような現象は一九八四年のニュージーランド党などにもみられた。⁽³⁾

表1-1 戦後の議席と得票率

総選挙 実施年月	議席		得票率(%)		二大政党の 得票率(%)
	労働党	国民党	労働党	国民党	
1946.11	42	38	51.3	48.4	93.7
1949.11	34	46	47.2	51.9	99.1
1951. 9	30	50	45.9	53.9	99.8
1954.11	35	45	44.1	44.3	88.4
1957.11	41	39	48.3	44.2	92.5
1960.11	34	46	42.5	57.5	91.0
1963.11	35	45	43.7	47.1	90.8
1966.11	35	44 (1)	41.4	43.6	85.0
1969.11	39	45	44.2	45.2	89.4
1972.11	55	32	48.4	41.5	89.9
1975.11	32	55	39.6	47.6	87.2
1978.11	40	51 (1)	40.4	39.8	80.2
1981.11	43	47 (2)	39.0	38.8	77.8
1984. 7	56	37 (2)	43.0	35.9	78.9
1987. 8	57	40	48.0	44.0	92.0
1990.10	29	67 (1)	35.1	47.8	82.9
1993.11	45	50 (4)	34.7	35.0	69.7

1) C James and A McRobie, *Changes² The 1990 Election* Allen & Unwin, 1990, pp. 186-191 及び S. Levine and N. S. Roberts, *The New Zealand General Election and Electoral Referendum of 1993*, in: *Political Science*, Vol. 46, Number 1, July 1994, p. 53から作成した。

2) ()内は国民党、労働党以外の政党の議席である。

小選挙区制が第三党に不利に働くのはまだしも、第二党に働くようになった一九七八年の選挙後、この問題が具体的に改革の俎上にのぼり始めた。表1-1のように、労働党が四〇・四％の得票をとったにもかかわらず、国民党は三九・八％の得票率で、労働党よりも一一議席も上回ったからである。一九八一年も同じであった。労働党の活動家は選挙制度改革に向かった。⁽¹⁾

これらに加え、政治家や政治に対する信頼の喪失があった。一九九二年のナショナル・ビジネス・レビューの信頼度調査によれば、政治家は二一の職業のうち実に一九位であった。

トップは警察官、これに医者がつづき、教員が三位である。政治家は、保険勧誘員や自動車のセールスマンよりも上だが、トラック運転手や不動産業者よりも下に位置していた。⁽⁵⁾

かつて世界でも一、二位を争う福祉国家ニュージーランドの姿はなく、失業、犯罪、離婚が増加した。⁽⁶⁾

国民、労働の両党とも、選挙前には政策の変更を予告せずに、政権を握ると劇的に経済政策を変えた。例えば保守政党である国民党が国家干渉的な経済政策を取るのに対して、労働党は比較的極端なマネタリズムの政策の方向に急に傾くと

いった具合である。急激な政策の変更によって、ニュージーランド人は不利を被った、と感じた。根底には、ニュージーランドの選挙制度が強い政府を生みだすが、しかし、その基盤は少数の上にあるという認識であった。議会への信頼は、ある世論調査によれば、一九九三年にはわずかに四%にすぎなかった。⁽⁷⁾

ロング労働党内閣は、公約に示すことなく一九八四年の選挙後に経済政策、ロジャーノミックス、老齢年金への付加税を導入した。一九八七年の選挙後は、労働組合に相談することなく国有セクター法案を提出した。政府の公約違反は、勝者に過剰な議席を与える選挙制度に原因がある、と国民が考えた。⁽⁸⁾

労働党は一九八一年の総選挙の政策のなかに、選挙制度を調査する王立委員会の設置を入れた。しかし、労働党はこの選挙でも国民党に敗北した。一九七八年につづき、二回つづけて国民党よりも得票が多かったにもかかわらず、議席が少なく政権につけなかった。労働党はひきつづき一九八四年選挙でも、前回と同じ公約をした。

一九八四年総選挙によりやく勝利した第四次労働党内閣は、選挙制度を検討するために王立委員会を設置した。一九八六年一二月、委員会は現行の制度が不正であると報告し、かわりに MMP を採用するように満場一致で推薦した。さらに国民投票で過半数を占めなければ、制度は変更されるべきでないとした。⁽⁹⁾

この答申に対して、労働党も国民党も関心を示さず、消えかけていた。しかし、一九八七年の総選挙時のテレビ討論会において、国民党党首ボルジャーは委員会の答申に沿って、国民投票を実施すると言った。労働党の党首で首相のロングも同意した。

選挙が終わり、労働党は再び政権を取ると、王立委員会の提案した国民投票を実施せずに、議会に特別委員会を設置した。およそ二年後、この委員会は王立委員会が検討したけれども、採用しなかった剰余式 SM を取るように勧めた。⁽¹⁰⁾

一九九〇年、選挙が近づくにつれ、国民党は選挙制度改革に関する国民投票を次回の総選挙までに実施する選

挙公約を明らかにした。

ここに至るまで、選挙制度改革が消えかけていたにもかかわらず生き残ってきたのには組織や少数政党、それにマスコミの力をあげることができる。王立委員会が報告書を出してからは、「選挙改革連合」(The Electoral Reform Coalition, ERC)が結成された。当初の主要な三人のメンバーのうち二名は労働党に所属していた。その後、新労働党、民主党、価値政党、緑の党などの少数政党と共同歩調を取るようになり、これらの政党は同盟党へと発展した。「NZ労働連合」、後の「NZ労働組合連合」も事務所などをERCに提供して協力した。首都オークランドの新聞でニュージーランドにおいて最大の発行部数(約二十四万部)を誇るNew Zealand Heraldや同社がスポンサーとなっている週刊誌「Listener」、日曜新聞のSunday StarなどがMMPを支援した。国民もまた、「政治家や政党への国民への影響力を回復する一つの方法として選挙制度改革をみなした」⁽¹⁾。

このようなMMP推進派に対して改革反対派も勿論いた。国民、労働の両党のほとんどの議員がMMPに反対した。NZの大企業の約四〇%からなるビジネスランドテーブル(BRT)も反対を表明した。小選挙区制を擁護する組織の中では、農業、ビジネスなどの業界を主要な背景にもち、一九九三年四月に誕生した「よりよき政府のためのキャンヘーン」(CBG)をとくにあげておかなければならない。BRTのメンバーでビジネス界のリーダー、P・シャートクリフがこの組織の中心であった。二〇〇万ドル近くの予算を使い、国民投票の実施される前の週には、MMP反対のキャンペーンのために五〇万ドルをテレビ広告のために使ったと言われる⁽²⁾。

二 国民投票

国民党は政権の座についても、国民投票をすぐに実施しなかった。国民党は一九九二年末までに、まず非拘束

的な国民投票を行ない、次に拘束的な国民投票を実施するという二段階方式を取った。つまり、小選挙区制維持が多数を占めれば、それで終わるが、もし変革の支持が多ければ、第二回目の国民投票を一九九三年総選挙と同時に実施するというものであった。⁽¹³⁾

一九九二年九月一九日の選挙制度に関する国民投票は、AとBの二つの部分に分けて行なわれた。

まずAとして「投票システムの提案」への賛否が問われた。「私は現行の小選挙区制の存続に賛成します」と「私は投票制度の変更を賛成します」のいずれかを選ぶ。次に、Bには「改革の選択肢」として、表2-1のように、抽選で順番が決められたSM (The Supplementary Member System・剰余制)、STV (The Single Transferable Vote System・単記移譲投票制)、MMP (The Mixed Member Proportional System・小選挙区比例代表併用制)、PV (The Preferential Voting System・選好投票制)の四つが並べられた。⁽¹⁴⁾

一九九二年の被拘束的な国民投票においては、表2-2および表2-3のように、圧倒的な多数の国民が改革とMMPを支持した。ところが、拘束的な二回目の投票では、MMPを支持した国民は前回とほぼ同じ人数で、過半数をわずかに超える程度にすぎなかった。結果的には、FPPの支持者だけが増えたことになる。ニュージーランドは今回の選挙制度に限定せず、国民投票を実施

表2-1 選挙制度の概要

システム	概 要
SM	75名が小選挙区、25名が全国単位の比例選挙区で独立して選ばれる。類似した方法はハンガリー、韓国。1票制。
STV	1選挙区5名の定員、全国20の選挙区からなる。候補者に順位をつける。アイルランドの下院、オーストラリアの上院など。1票制。
MMP	50名が小選挙区、50名が全国単位の比例選挙区で選ばれる。西ドイツ。2票制。
PV	100の小選挙区。候補者に順位をつけて投票。オーストラリアの下院、アイルランドの大統領選挙。1票制。

- 1) The Electoral Referendum Panel, *The Guide to the Electoral Referendum*, から作成した。このカイトは全戸に配布された。上段は方法、定数、下段は採用している国名、投票できる票数。選挙方法を採用している国名は、このパンフレットが発行された時点のものである。
- 2) この表は100名を定員とした場合をもとにしてある。

表2-2 1992年の国民投票の結果

選挙制度	得票	得票率
小選挙区制度の維持	186,027	15.3%
投票方法の変革の支持	1,031,257	84.7
投票方法		
SM	62,278	5.5%
STV	194,796	17.4
MMP	790,648	70.5
PV	73,539	6.6

1) S. Levine & N. Roberts, *op cit.*, p.64.

表2-3 国民投票の結果

投票方法	1992年 投票率 55.2%		1993年 投票率 85.2%				
	得票	得票率	得票	得票率	南島	北島	マオリ選挙区
FPP	186,027	15.3%	884,962	46.1%	49.9%	45.3%	34.2%
MMP	1,031,257	84.7	1,032,919	53.9	50.1	54.7	65.8

1) *Ibid.*, p.64.

2) 1992年のMMPは表2-2のように制度変革の支持を現している。

表2-4 戦後における国民投票

実施年	事項	賛成	反対	投票率
1949年	場外での馬券販売	68.0%	32.0%	65.3%
	軍事訓練の義務化	77.9	22.1	61.5
	酒販売の営業時間	24.5	75.5	56.5
1967	酒販売の営業時間	64.4	35.6	69.6
	国会議員の任期延長	31.9	68.1	69.7
1990	国会議員の任期延長	30.7	69.3	82.4
1992	選挙制度	84.7	15.3	53.4
1993	選挙制度	53.9	46.1	85.2

1) *Turning Point*, p 318 以下から作成。

してきた。ニュージーランドの国民投票には、市民が政府への政策決定過程に直接参加する方法として長い歴史がある。アルコールの販売の免許に関する国民投票は一八八一年に行なわれている。戦後では予備的な投票を含め、表 2-4 のように全部で八回実施されている。全体を見渡してみても、政府提案がすべて通過しているわけではない。

今回の選挙制度に関する国民投票には次のような特徴がある。

まず、投票率である。一回目の投票は国民投票が単独で行なわれたために、投票率五五・二%と低かった。これに比べると、二回目は総選挙と同時に実施されたこともあり、八割をこえた。

興味深いのは、一回目と二回目の変革の賛成者数は一〇三万人台でほとんど変化がないことである。これに対して、二回目は現状維持派だけが増えている。最終的には、僅差で小選挙区比例代表制の導入が決まった。

表 2-2 をもとにして、もう少し詳しくみてみよう。地理的には、北島、南島、マオリ選挙区に分けてみると、北島に MMP 賛成者が多く、南島では改革への賛成反対が拮抗している。

都市と農村を比較してみると、大きな都市ほど変革支持者が多く、農村部になると現状維持派が変革派を凌駕している。首都のオークランドでは圧倒的に MMP 支持派が多い。

政党支持別では、同盟党、労働党、国民党の順で変革支持が多い。⁽¹⁵⁾

国民投票は純粹にそれだけであるわけではない。選挙の投票と同じように、どちらに投票するか、最後まで揺れ動いている。国民投票が総選挙と同時に進められるときには、両者の投票は相互に影響し合っている。⁽¹⁶⁾

選挙制度を変更するには、通常の手続きではできない。変更するためには、国会議員の七五%の賛成か、国民投票による過半数が必要である。投票年齢が一九六九年に二〇歳に、七四年に一八歳に引き下げられたときとか、選挙区画が変えられたときには、国会議員の七五%の賛成によって変更が実現された。一九七五年に労働党内閣

表3-1 1議席あたりの人口・有権者・議席数

	1992年	新制度		
	人口	人口	有権者	議席数
北島	35,819	57,297	39,309	44
南島	33,966	53,303	40,799	16

1) *Electoral Profile* (1995 Boundaries),
Statcs New Zealand, 1995.

2) 新制度は1991年の国勢調査に基づく人数である。

が国会議員の定数を一二一名に増員しようとしたときには、国民党が反対した。国民投票による議員の任期延長は、一九六七年と一九九〇年に否決されている⁽¹⁷⁾。

議員の任期の延長とか、選挙制度の変更のように、議員が特別に利益を得る場合には国民投票にかけた方が制度そのものの正当性が増す。

国民投票にかけるには、二つのはっきりした選択肢をつくり、国民に公平に周知徹底させることが重要である。可能ならば、選挙とは別に実施されることが望ましい。しかしこの場合、投票率が低くなるというデメリットがある⁽¹⁸⁾。

国民投票を、政策決定の方法として使うときには、次のような問題点がある⁽¹⁹⁾。

① 政府が弱くみられ、むつかしい決定を避けていると受け取られる。

② 設問をするときに中立的に聞くのがむつかしい。とくに妊娠中絶のような道徳的な問題は困難である。

③ マオリの議席をどうするかというような問題も多数決では決定しにくい。

三 新しい選挙制度

新しい選挙制度の導入に合わせて、定数は一〇〇議席から一二〇議席へと増加した。小選挙区が六五議席、五五議席が比例選挙によって選ばれる。両者の比率は五四・二%と四五・八%になる。

六五議席のうち五議席はマオリ選挙区であるから、小選挙区部分は九五選挙区か

らマオリ選挙区を除くと、表3-1に示したように六〇議席に減ることになる。

一九九一年の国勢調査をもとにすると、一選挙区あたりの人口は三万五五一五人から五万六二二二人へ増える。最大の選挙区は、ベイオブプレンティで六万九三五一一人、最少はワイマカリリの五万六七六人である。

ニュージーランドの選挙制度の特徴は、マオリ選挙区を設けていることである。マオリの家系(祖先)をもつ有権者は、マオリ選挙区か非マオリ選挙区、いずれかを選ぶことができる。このマオリ選挙区は北島に四つと南島に一つ、配分されている。マオリ選挙区の人口は平均すると、一般のその人口より多く一〇万二二五六人である。

選挙の方式はドイツと同じである。有権者は二票もち、一票は個人に、もう一票は政党へ投票する。政党はあらかじめ候補者に順位をつけたリストを提出しておく。候補者は、小選挙区にもリストにも名前を登載できる。もし小選挙区で当選したときには、リストから除かれる。

政党として認められるためには、五〇〇人の党費を支払う党員と、候補者選定のための民主的な手続きが必要とされる。政党として登録しなくても、選挙区からは無所属候補として立候補できる。⁽²⁰⁾

ドイツと同じように、定数よりも多い場合もあれば、少ないときもある。「選挙委員会」が出したパンフレットには、ある政党が得票の一〇%を獲得したとき一二議席を得るが、選挙区で一四議席勝ちとっていたときには、総定数が一二〇議席を超過する例があげられている。⁽²¹⁾

議席を得るには、五%以上か小選挙区で一議席を獲得しなければならない。無所属候補が選挙区において議席を得たときには、まず総定数からその議席数を除き、残りを比例配分する。議席はサンラグ方式によって配分される。

「選挙法」の中には、選挙制度の見直しの項目が入っている。議会は特別委員会を設置し、二〇〇〇年四月一

表3-2 新制度下の選挙結果

	1993年総選挙		新制度	
	議席数	得票率	議席数	議席率
国民党	50	35.1%	45	37.5%
労働党	45	34.7	37	30.8
同盟党	2	18.3	27	22.5
NZ First	2	8.4	11	9.2
CH	0	2.0	0	0
その他	0	1.5	0	0
総議席数	99	100	120	100

1) *Towards Consensus?*, p. 199から作成。

日以降にMMPの制度の見直しを始め、二〇〇二年の六月一日までに議会に報告することになっている。検討事項の中には南北の島の議席の割合、マオリの代表、国民投票の実施の有無なども含まれている。⁽²²⁾

選挙制度改革は政治にどのような変化を生み出すのだろうか。

まず、いずれの政党も過半数を占めることができなくなる。

一九九〇年の総選挙結果を新しい制度でシミュレーションした結果では、新労働党の一議席を除き、国民党が約七〇%を占めていた議席を半分に減らす。⁽²³⁾

一九九三年総選挙の結果をもとにしたシミュレーションも、表3-2のように、どの政党も過半数を占めることはできないことを示している。

小選挙区制度下においては、第一党に極端に有利になるような事態は回避される。第三、第四の政党にとっては、二〇%を超える得票率があっても二議席ということとはなくなる。従来抵抗的な姿勢を取ってきた小政党のあり方を変化させる。しかし、他方では連立政権が生まれるのは確実である。

政策については、政党の数によってその内容も変わってこざるをえないが、各政党とも有権者を引きつけるために政策をより明確にする必要に迫られる。⁽²⁴⁾候補者の選抜方法は、例えば国民党、労働党においては党の規約において細かく決められている。⁽²⁵⁾比例選挙制度の上位にランクされるのは、マオリや女性になると予想されている。野心的な政治家は、比例区よりも小選挙区から立候補しようとする。

MMPは政権党により多くの議席を与え、政権を安定させてきた小選挙区

制とは根本的に異なった政治スタイルを政党に取らせるに違いない。

四 選挙制度改革の評価

イギリス型の政治システムのもとで運営されてきたニュージーランドが、小選挙区比例代表制に変わる。小選挙区選出の議員定数は一〇〇から六五議席に減少するので、当然のことながら、小選挙区から立候補できなくなる議員がいる。それに加え、制度の改革を前提にして、ROC (Right of Centre Party) Christian Democratic Party ACT (Association of Consumers and Taxpayers) などの新しい政党がすでに結成される⁽²⁶⁾。

一九九六年四月のある世論調査によると、政党支持率は国民党三八%、労働党二二%、NZ First 二二%、同盟一〇%と、政党の分立化傾向は一層強まっている。制度の改革が政党の再編成につながり、ニュージーランドの政治そのものに変化を生み出すに違いない⁽²⁷⁾。

ニュージーランド政治に関する多くの著作を著し、王立委員会のメンバーであったマルガンは、選挙制度の変化が政治文化を変える、と考えている。小選挙区制に基づく政治システムのもとでは、ニュージーランド人は、迅速に行動する政府に慣れ、強いリーダーを期待していた。ニュージーランドが同質的な社会であれば、強い権力は比較的問題ない。しかし、ニュージーランドがマオリや女性なども含んだ多元的な社会になっているとすれば、小選挙区型の政治手法はむづかしい。多元的な社会の政府は、交渉したり妥協して政治的同意を得るからである。MMPは、今まで抵抗的な姿勢をとってきた少数政党のあり方を変えさせ、有権者が小政党に投じた一票は生きてくる。政党政治が活性化される可能性もある。

MMPが政治や政治家への信頼を回復させるかもしれないが、反対に、多党制の議会、連立政権、とくに政党

政治や政党間の政治的取引、妥協を国民が認めないときには、ニュージーランドの政治はもっと悪くなる、と述べている。⁽²⁸⁾

選挙の公約になかった急進的な改革を選挙後に推し進めた政府に対して、有権者は既存の政治過程、ひいてはFPPという選挙制度に幻滅を覚え、MMPに賛成するようになった。有権者は政治家の公約の遵守、そして政治家の政治的責任を求めた。MMPはこの有権者の期待を担うものであるはずだが、他面では議会の中では政党は単独で多数を形成するのがむづかしくなり、公約を遵守するのが困難になる。⁽²⁹⁾ 後者については、マルガンも指摘した通りである。

責任ある政府を求める原因になった一連の改革は、皮肉にも成功しつつある。一九九一年には一一%を超えていた失業率も六%台に下がり、八四年改革開始時に約八万八千人いた政府関係機関の人員は約三万四五〇〇人に減っている。国際的にもニュージーランドの改革は注目を浴びつつある。

ニュージーランドの選挙制度改革の過程については、下から生まれた政治的な変化は、民主主義的な責任についての期待が高い政治文化をもった小さな国だから可能であった、という指摘は正しいように思われる。⁽³⁰⁾

改革の実験室と呼ばれたニュージーランドにおいては、いずれにしても一九九六年一〇月一二日には新しい選挙制度に基づく選挙が実施される。⁽³¹⁾ 他の小選挙区制を取っている国に先んじて小選挙区制から小選挙区比例代表制へと改革した結果が出ることになる。二〇〇二年の選挙制度の見直しまでには、少なくとも二回の選挙がある。改革が成功するのか、失敗に終わるのか、この時期までに明らかになる。

(一) Arendt Liphart, *The Demise of the Last Westminster System? Comments on the Report of New Zealand's Royal Commission of the Electoral System, Electoral Studies*, Vol. 6, No. 2, 1987, p. 97. 王立委員会の報告書を、ウェストミンスターモデルの相対多数主義から対極にある合意主義への移行と位置づけている。

- (2) C. James and A. McRobie, *Turning Point, The 1993 Election and Beyond*, Bridget Williams Books Limited, 1993, pp. 123-124. J. Vowles and P. Aimer eds., *Double Decision: The 1993 Election and Referendum in New Zealand*, Victoria University of Wellington, 1994, pp. 102-106.
- (3) 王立委員会の委員をつとめた政治学者マルガンは、NZの政治制度を「選挙独裁」とよんでいる。この言葉は「ケールシヤム卿が近代イギリスの統治について使ったものでもある」。Richard Mulgan, "The Elective Dictatorship in New Zealand Politics", in H. Gold ed., *New Zealand Politics in Perspective*, Third Edition, Longman Paul Limited, 1994, p. 513 を参照。
- (4) H. Catt, P. Harris, N. S. Roberts, *Voter's Choice, Electoral Change in New Zealand*, The Dunmore Press, 1992, p. 10 以下、及び J. Vowles, "The Politics of Electoral Reform in New Zealand", *International Political Science Review*, Vol. 16 No. 1, January 1995, p. 100 を参照。
- (5) "The New Respect List", *National Business Review*, March 20, 1992 を参照。
- (6) *Turning Point*, p. 125.
- (7) "The Politics of Electoral Reform in New Zealand", pp. 100-102, p. 113.
- (8) Richard Mulgan, *Democracy and Power in New Zealand*, 1989. 荻野浩基監訳『現代ニュージーランド』敬文堂、四四—四六ページ。藤井浩司「マジョリーランドの選挙・政党・体制」『選挙研究』No. 6 1991「二〇〇—二〇一」〇二ページを参照。
- (9) Report of the Royal Commission on the Electoral System, "Towards a Better Democracy", December 1986, pp. 295-302. 王立委員会の勧告は七一項目に及ぶ。内容は投票方法、マオリ代表、選挙区の区割り、政治資金などから成る。その他、議員数は一二〇名、議員の任期は四年などの勧告も含んでいる。
- (10) 選挙制度に関する王立委員会のメンバーであったマルガンは、労働党の数々の公約違反をあげ、批判している。また、「首相の比例代表について国民投票をするという約束は、議会の選挙に関する特別委員会の報告によって効果的に葬りやられた」と述べている (Richard Mulgan, "The Changing Electoral Mandate", in M. Holland and J. Boston, *The fourth Labour Government, Politics and Policy in New Zealand*, 1990, Oxford University Press, p. 19)。

- (11) *Voter's Choice*, p. 10.
- (12) "The Politics of Electoral Reform in New Zealand", pp. 105-106.
- (13) *Voter's Choice*, p. 129. 国民党政府は、有権者の一〇%の請願があれば、一つの争点について非拘束的国民投票を必要とするという法案も導入した。この非拘束的国民投票は、市民の主導による国民投票 (Citizens Initiated Referenda' CIR) と呼ばれる。有権者の一〇%だから、一二万一〇〇〇人の署名があれば実施できることになる。この国民投票は一二週間以内に実施され、署名を集める際の費用は五万ドルをこえてはならない。対象となる争点は、憲法、国際条約、予算など、とくに限定はない。非拘束なので、大規模な世論調査という批判もある。この点については、*Ibid.*, pp. 139-140を参照。
- (14) *Ibid.*, p. 16. この四つの投票方法について、国民はほとんど理解していないという調査がある。これに対して、投票方法の複雑さは問題ではないという意見もある。なぜなら、車を運転する人は車についての初歩的な知識しかもつ必要がないし、テレビの視聴者でテレビ映像がどのように現れるか知っている人はごくわずかであるからである (*Ibid.*, p. 12)。
- (15) *Double Decision*, pp. 108-117.
- (16) *Ibid.*, pp. 125-128.
- (17) *Voter's Choice*, pp. 131-132.
- (18) *Ibid.*, pp. 134-135.
- (19) *Ibid.*, pp. 138-139.
- (20) *The Electoral Act 1993*, 63.
- (21) Electoral Commission, *MORE ABOUT MMP (Updated)*, p. 15.
- (22) *The Electoral Act 1993*, 264. 選挙制度はFPPに戻らなくとする人もいる (Matthew Goodson, "What does MMP mean for New Zealand?", *Matthew Goodson Garlick & Co. - New Zealand Research*, July 29, 1994, p. 4). その理由は、党のリーダーは比例区のリストの上位にいて選挙活動をしなくてもよい、②リストの作成に権力を行使できる、③議会内の小政党はFPPに戻ると議席がなくなる、④MMPの方が利益集団は影響力を行使しやすいなどである。

- (23) A. McRobie, "Electoral Districts under MMP", in G. R. Hawke (ed.), *Changing Politics, The Electoral Referendum 1993*, Institute of Policy Studies, Victoria University of Wellington, 1993, p. 33.
- (24) J. Vowels, P. Aimer, H. Catt, J. Lamare, R. Miller, *Towards Consensus?, The 1993 Election in New Zealand and the Transition to Proportional Representation*, Auckland University Press, 1995, p. 200.
- (25) *Constitution and Rules of the New Zealand National Party*, 1994 年 4 月 New Zealand Labour Party, *Constitution and Rules*, 1994 を参照。
- (26) *Towards Consensus?*, pp. 197-198.
- (27) NBR-Consultus-Insight Polls, 4/4/1996.
- (28) Richard Mulgan, "Political Culture", in G. R. Hawke ed., *Changing Politics?* p. 63.
- (29) *Towards Consensus?*, pp. 194-196.
- (30) "The Politics of Electoral Reform in New Zealand", p. 113.
- (31) NZ の自己改革的伝統については、地引嘉博「改革はなぜ実現したか」『現代ニュージーランド (増補版)』サイマル出版会、一九九一年、三〇〇—三二五ページを参照。

【付記】 本稿は一九九六年度日本選挙学会分科会「選挙制度をめぐる政治過程」(一九九六年五月一九日、明治学院大学)において報告し、提出した論文に最小限の加筆修正をしたものである。本稿を作成するにあたっては、ニュージーランドのオタゴ大学講師クリス・ロッドとの討論、資料の提供によるが多かった。記して感謝したい。